国交省

剥離の際は計測を

フィルム類装着車に留意

自動車フィルム

国土交通省物流・自動車局自動車整備課は3月13日、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長宛てに事務連絡「指定自動車整備事業におけるフィルム類が装着された自動車の取り扱いに係る留意事項について（依頼）」を発出。自動車ユーザー保護の観点から、フィルム類の剥離を指示する場合は、可視光線透過率測定器での計測を促した。自動車フィルムを巡っては、着色フィルムなどを貼付した車両の入庫が拒否されたり、可視光線透過率測定器が適切に取り扱われていなかったりとさまざまな問題が発生している。冨岡孝行課長補佐、筑紫賢太郎事業監督係長に話を聞いた。

―事務連絡を発出した経緯は。

「新しく何かを定めたというものではなく、自動車ユーザー保護の観点で事業者に注意喚起を促した。背景としては、フィルムを貼った車において、不適合だといってフィルムを問答無用で剥がすとか、事業者によってフィルムの取り扱いに差があるという声があったから。基本的には、保安基準に適合か不適合かをきちんと見極めてほしいというもの」

―「フィルム類を剥がす必要がある旨の説明を行う際には可視光線透過率の計測を行い」とは、明確に問題ないと分かる場合は計測しなくてもいい（目視でもいい）ということか。

「この場で良しあしをいうのは難しい。明らかに透明なフィルムは当然あると思っている。検査員の判断で実施してもらうことになるので、場合によっては目視もあり得るかもしれない」

―今回の事務連絡では入庫拒否はなくならないのでは。

「これについて行政は指導できる立場になく、あくまで個社の判断という形になる。フィルムに限った話ではなく、例えばローダウンしている車は即保安基準不適合という話ではないが、純正品から社外品に変更されていたり、新しいものが装着されていれば入庫を断るというのは、あくまで営業的な判断だと思う」

―可視光線透過率測定器が認証工具に指定されていないのはなぜか。

「認証工具は一般的に整備で使われているものが中心となっており、最低限必要な装置を用意してもらうというもの。可視光線透過率測定器が指定されていないのは、フィルムが一般的ではないからではないか。多くの車に装着されているかというとそうではない。規制なのでもちろん安全性を一番に考えなくてはいけないが、事業者に対して過度な負担を与えてもいけない。必ずしも必要ではないものを用意しなさいというのは難しい。ただ、工具に関しては見直しをかけていくと思うので、フィルムが普及してくれれば、将来的には認証工具に含まれる可能性は否定できない」

「可視光線透過率測定器に関して認証制度はないので、基準に適合していることを製造業者に証明してもらうことになる。はっきり言えるのはLEDが駄目という規制はないということ。白熱電球という標準的な基準を設けているだけで、それ以外のものを排除するものではない。照明は白熱電球からLEDに切り替わっているし、基準が追い付いていないというのが現状ではないだろうか。JIS規格を見直すということもあるのではないかと思う。基準と同等以上のLEDがあれば何の問題もないと思う」

名称は「ソナリオン」

日本電気硝子

スピーカー振動板用超薄板

日本電気硝子（大津市、岸本暁社長）は、スピーカー用振動板に用いる超薄板ガラスの名称を、「Sonarion（ソナリオン）」に決定。「Sonario

「Sonarion」を用いた振動板

n」のブランで、ハイエンでの認知度をのガラス技術い音響体験のらなる採用す。「Sonar」は音を意onar」とでひときわ輝on（オリオ組み合わせたガラスが生みがある澄んだ寂の中に響くなぞらえた。行きがあるサープを象徴し

「Sona

は音響デバイである振動板発された、専ガラス。振動れる極限の薄

ラベラー

もう一人の自分?!

硝子の砂時計

レトロ賞

軍用機倉庫の硝子

ユーモア賞

年末の大掃除のお手伝い

珍しいガラス模様

未来へ続く時間